

教職員が安心して仕事に従事できる労働環境の実現をめざして

——熊本大学教職員組合 2017 年度定期大会報告——

去る 8 月 1 日 18 時 30 分より黒髪北地区の全学教育棟 B 棟 201 教室にて 2017 年度定期大会を開催しました。代議員、新旧執行委員、書記局員また多くの組合員の方々にご参加いただきました。大会では、堀畑委員長の挨拶そして議長団の選出に続き、2016 年度活動・決算および会計監査報告、2017 年度運動方針・予算、規則の改正が提案され、第 1 号議案から第 4 号議案すべてが満場一致で承認されました。

第 1 号議案：2016 年度活動報告

2016 年度組合は労働環境の改善のため粉骨砕身してきました。その甲斐もあり一度崩壊した使用者側との労使関係は改善に向けて進み始めたといえます。給与問題について、当初、使用者側は、運営費交付金の削減、そして震災に係る出費も含めると 2016 年人事院勧告を参考に 100%の実施が不可能であると示唆しました。しかし、その後基本給表平均 0.2%の賃上げ分を 4 月に遡って支給するとともに勤勉手当 0.1 月分引き上げ分を 3 月に一時金として支給しました。教員ポストについては、教員定数 25%が学長裁量ポストとしての拠出が求められ、後任人事が凍結された部局では多くの混乱が生じましたが、組合は「教育職員の採用等に関する手続きの見直し」を修正させ、昇任人事の条件および定量的な基準を明文化させました。また、埋蔵文化財調査センターの教員任期制問題について交渉を続けた結果、2017 年 7 月にはセンターの任期制撤廃が承認されました。このように、使用者側は組合の要求に応じることもありますが、要求の全てが実現したわけではありません。使用者側が全く検討すらしていない代償措置も残っているため、諸課題の解決を新執行部に申し送ることになりました。

第 2 号議案：2017 年度運動方針

学校教育法「改正」の後に強化された学長権限の影響は悪夢のように我われに襲い掛かっています。「改革」という言葉に煽られ、人事をふくめた部局長選考、予算配分そして教育課程の編成といった多くの重要事項が、教職員の声を反映することも、また十分に問題を精査することなく、トップダウンで決定されています。さらには、教職員数の 25%削減によって我われの仕事は毎日煩忙を極めています。「健全な大学運営」という言葉が形骸化したように感じられる現状だからこそ、労働環境の改善を実現するために必要な条件を含めた運動方針を提案し、承認されました。



まず、給与問題では、2016 年人事院勧告に対応した賃上げを実現したものの、特別都市手当が支給されていない熊本大学教職員の給与は、国立大学法人で最低グループに属しています。また、2018 年 3 月に現給保障の終了、扶養手当の段階的改定の開始など、給与問題は多くの課題を残しています。そのため、

今後も使用者側の一方的な決定を許すことなく、人事院勧告を参考にした給与引き上げの 100%実施、現給保障の継続の実現に向けて、交渉を粘り強く続けていきます。

運営費交付金の削減をうけ、労働条件・労働環境は今以上に厳しい状況になることが予想されます。このような不安定な時期であるからこそ、教職員が安心して仕事に従事できる環境を整えるべく、労働条件の改善に向けた取り組みを強化していきます。特に雇用期限と駐車場有料化はこの主な柱です。教員任期法本来の趣旨にそぐわない教員任期制の撤廃、有期雇用職員の雇用期限の撤廃、駐車場の料金設定の見直しと警備体制と規則の整備を求めています。

また、組合は過半数代表者に対する支援、他団体との連帯に積極的に取り組んでいきます。過半数代表者には労使協定の締結に関わる重要な業務を担当していただくため、組合は過半数代表者に対して最大限の支援を引き続き行ないます。また、課題解決には他団体との共闘が不可欠ですので、他団体との健全な協力関係の構築にむけて活動していきます。

最後に、組合の組織拡大は、重要課題です。熊本大学教職員組合の拡大においては、医学部支部の積極的な勧誘活動の結果、健闘しています。しかし、黒髪地区は、組合員数の減少や組合員数確保に苦しむ支部もあるため、実績をアピールするだけでなく、組合活動の意義や重要性に共鳴してもらえるように、拡大運動をしていきます。

第 3 号議案：2017 年度予算・第 4 号議案：組合員の範囲に関する了解事項の改正

2017 年度予算は、前年度の監査委員からの提案をうけ、予算書を精査するとともに、前年度の予算と決算を踏まえ、今年度の運動方針に基づいた編成方針を提案しました。また、組合員資格について今後の組織改編などによる名称等の変更に対応できるように、「組合員の範囲に関する了解事項」第三条の改正を提案しました。そして両議案とも承認されました。

定期大会から約一週間後の 8 月 8 日に『赤煉瓦』No.3 (2017 年 8 月 10 日発行) にてお伝えしたように 2017 年人事院勧告が出ました。この勧告では月例給およびボーナスがともにプラス改定となりました。給与問題をはじめ、運動方針に掲げた目標を実現できるようにこれから本格的に新執行部が一丸となって組合運動を進めてまいります。今後ともみなさまのご協力をお願いいたします。

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No. 4 2017. 9. 11	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/